平成２４年（フ）第２５３４号
北海道釧路市鳥取北４丁目12番19号
破産者　株式会社サービング
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
札幌市中央区北１条西９丁目３番26号　ＴＯＭＩＴＡビル４Ｆ
破産者　株式会社ブライベント
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
北海道北見市高栄西町２丁目４番15号
破産者　有限会社北栄防災
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
千葉県船橋市芝山６丁目47番11号、開始決定時の住所千葉県船橋市緑台１丁目５番１棟104号
破産者　境　　淳
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
福井県丹生郡越前町厨第40号66番地の１
破産者　株式会社美也
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
福井県越前市池ノ上町第64号８番地
破産者　塚原眞一郎
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
神奈川県相模原市南区相模大野４丁目５番10―204号
破産者　株式会社システムヘッド
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６７８号
大阪市西区阿波座１丁目12番16号
破産者　株式会社チャーボシステム
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９０号
東京都新宿区西新宿３丁目５番３号
破産者　株式会社ＨＳサポート
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４４号
大阪市淀川区新高２丁目３番２号
破産者　株式会社尾河鍍金工業所
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５６号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目６番19号　Ｔ．Ｎビル401号
破産者　株式会社オクダ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８８６号
大阪市北区紅梅町２丁目17番地
破産者　有限会社アドホック
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７号
大阪府門真市北巣本町19番７号
破産者　株式会社ティー・ジェイ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７０号
大阪府堺市南区高尾２丁445番地３
破産者　日の本土木株式会社
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２７号
大阪市都島区都島中通１丁目３番24号
破産者　新生工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０１号
大阪府東大阪市荒本２丁目18番22号
破産者　株式会社エルモンド
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０６号
大阪市淀川区三津屋北２丁目21番13号
破産者　株式会社ヴイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４１号
大阪府豊中市夕日丘３丁目７番５号
破産者　株式会社アスリート
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４８号
大阪市住之江区新北島３丁目９番３―702号
破産者　株式会社ＢＯＡ・ＧＥＮＥＲＡＬ・ＯＦＦＩＣＥ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７０号
大阪府守口市土居町８番７号　土佐ビル
破産者　株式会社クレセールコーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目10番16号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市土生町２丁目30番12―208号
破産者　株式会社クラモト
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
大阪府泉南郡岬町深日3477―７
破産者　株式会社ＷｏｒｌｄＳｅａＦｏｏｄｓ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係